

内部通報規程

(目的)

第1条 本規程は、法令違反、不正行為その他コンプライアンス上の問題（以下「不正行為等」という。）の早期発見および是正を図るため、内部通報制度（以下「社内ホットライン」という。）の運用に関する事項を定め、もって健全かつ適正な組織運営の確保に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、株式会社レキオス（以下「会社」）の役員（取締役、監査役、執行役員等）および社員（正社員、契約社員、パートタイマー、派遣労働者、退職後1年以内の者、その他名称を問わず当社の業務に従事する者を含む。）に適用する。

(通報対象)

第3条 社内ホットラインの対象は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法令または社内規程に違反する行為
- (2) 不正または不当な行為
- (3) ハラスメント行為
- (4) その他、組織の健全な運営に重大な影響を及ぼすおそれのある行為

(通報窓口)

第4条 社内ホットラインの通報窓口は、次のとおりとする。

- (1) 社内窓口：グループ統括室 総務経理課課長
- (2) 外部窓口：外部専門家（顧問社労士、顧問弁護士等）

2 通報は匿名によるものも受け付ける。

(通報方法)

第5条 社内ホットラインへの通報は、書面、電子メール、電話その他適切な方法により行うことができる。

(通報者の保護)

第6条 当社は、通報者に対し、通報を理由とした解雇、不利益な取扱いその他の不当な措置を行わない。

2 当社は、通報者の氏名その他通報者を特定し得る情報を適切に保護し、正当な理由なく開示しない。

(調査および対応)

第7条 社内ホットラインを通じて通報を受けた場合、当社は速やかに事実関係の調査を行う。

2 当社は、調査結果に基づき、必要に応じて是正措置および再発防止策を講じる。

3 調査にあたっては、公正性および客観性の確保に努める。

(関係者の義務)

第8条 調査に関与する者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(不正な通報の禁止)

第9条 虚偽の通報または他人を誹謗中傷することを目的とした通報は行ってはならない。

(周知)

第10条 本規程および社内ホットラインの内容は、社内規程として整備し、役員および社員に対し適切な方法により周知する。

(定期的な見直し及び評価)

第11条 グループ統括室は、法令改正や業務実態に応じて、少なくとも毎年1回、本規程の内容を定期的に見直し、必要に応じて改定案を提出する。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

附則

本規程は、令和8年1月1日より施行する。